

こんな時評価項目・倫理規定が必要！モデルケース

ケース1

A自動車道の延伸区間の概略計画をPIで進めることになり、事業者である国と県及び3市町によるPI推進事務局が設立された。

各市町の担当者から、この事業を実施するにあたってのキーパーソンとなる自治会、地元企業・団体、PTA等の代表者を出してもらい35名のステークホルダーリストを作成し、そのうちの12名を事務局が選出して代表者会議を設立した。代表者会議でPIの進め方や地域の課題を取りまとめた後、各市町で誰でも自由に参加できる意見交換会を開催した。また、一般市民の意見も広く聴くためにアンケート調査を実施したところ、整備に賛成75%、反対15%、わからない10%という結果を得たことから、市民の多くが望んでいる計画であることをニューズレターで広報した。

このケースでは最初に関係市町からの情報収集を行った点は良かったのですが(1-1)、情報源が単一であるため重要なステークホルダーのそれがあるのが確認できない点(1-2)や代表者の絞込みを事務局が行っているために公正さを示すのが難しい点(1-5 1-6)が気になります。市民の多くが賛成している場合、ステークホルダー分析を行うほどではないという判断もできますが、思いがけない重要なステークホルダーがいる可能性もありますから評価項目に示した様に多重多層な視点からのステークホルダーの探求が必要です。

代表者会議に加えて、意見交換会を設置したりアンケートを実施しているのは評価できます(2-2)。ただ、PIの進め方や地域の課題を聴く段階から代表者だけでなく広く意見を聴く場が必要でしょう(2-5)。

アンケート結果をフィードバックしているのは良いのですが、事業に賛成か、反対かという立場だけでアンケートを実施している点は問題があります(2-11)。なぜそう思うのかという利害関心までを聴く設問があることが望ましいです。

ケース2

B川の河川敷の利用計画を検討するために、市民ワークショップを開催することになった。

計画の初期段階ということもあり、市民にどの様に利用していきたいかという計画を作成してもらうことにした。日常生活や日頃の活動で感じていることに基づいて自由な発想で多くの意見を出して欲しいと考え、細かい法律や規制についての情報は与えず、夢プランとして取りまとめ、最終的にはその要素をできるだけ取り入れながら行政が計画を策定する予定である。

ワークショップで市民案を作成してもらおうとする場合には、「誰が意志決定者であるか」(4-5)と「意見(市民案)の反映方法や判断基準」(4-3)を明確にしておく必要があります。

それをおこたると、せっかく時間をかけて検討してきた内容が全く反映されていないと参加者が感じてしまい、PIを行うことによってかえって不信感を持たせてしまいます。

既に事業者側が案を持っている場合には、市民案作成という形で意見を聴くよりも、事業者案に追加、修正ができる様な意見をもらうというスタンスで意見収集を行う方が良いのではないのでしょうか。

また、法的、技術的な制約はできるだけ早い段階から提示しないと実現不可能なプランが提示される可能性があります。参加者からの求められた情報、検討に必要な情報は全て提供すべきでしょう(3-6 3-7)。

ケース3

C市内を通る国道〇号線のバイパス整備にあたって、P Iの具体的手法や実施時期、提供情報の内容などを中立的に評価し、助言をもらう場として、大学教授を委員長に関係自治体や商工会の代表者を集めたP I委員会を設立した。第1回委員会で、P Iで市民の意見を聴く方法として、「懇談会開催」「アンケート実施」「ニューズレター発行」「ホームページ作成」を事業者から提案し、承認された。懇談会の開催回数や場所などについては、今後の進捗状況に応じ、委員会に諮りながら決定していく予定である。

委員会開催後に、市報に折込みでニューズレターを配布し、C市市長からのコメントとしてP Iで計画検討を進めることを伝え、委員会の設立や第1回の検討内容を広く広報した。

このケースの最も重大な問題点は検討の開始に先立ってPIプロセスが設計されておらず(5-1)、そのためステークホルダーに対して今後PIが進められていくのかが示せていないことです(5-6)。計画プロセスとの整合性を図ったPIプロセスが設計されていることは、収集した意見を着実に反映できるPIを進めるためには重要です。また、後戻りがなく進めていくためにも、ステップごとの検討事項を明確にして段階を区切り、目標となるスケジュール設定することが効果的です(5-2 5-3)。

第3者の委員会を設置してPIプロセスを中立的に判断する努力を行っている点は評価できますが(5-11)、これらの方法を用いることについてまず市民の意見を聴いてから確定するのではなく、委員会での決定事項として伝えている点が気になります(5-5)。

ケース4

ファシリテーターのDさんは日頃から懇意にしているコンサルタント会社から、同社がP Iプロセスの計画を受託し、2週間後に開催する予定のE市環状道路に関する意見を聴く会のファシリテーターを依頼された。急な話であり十分な準備ができないからと一旦は断ったが、どうしても頼まれ、これまでの付き合いもあるため、事前の資料送付と打合せ実施を条件に引き受けることにした。

打合せに出席したDさんに対し、事業者側の担当者は「現在3つのルート案を提示しているが技術的、コスト的に第2案が最も好ましいので、自然や生活環境よりも早期実現や事業コストに関する意見を掘り下げる様にして欲しい」と言う。Dさんはファシリテーターの職業倫理に反すると担当者に説明したが、元請のコンサルタント会社からは事業者の要望を受け入れつつやって欲しいと懇願されてしまった。

ファシリテーターという職能が事業者側にも市民側にもまだ十分に認識されていないため、ファシリテーター倫理に反する事柄とは何なのかを理解してもらうことが困難な状況も発生します。加えて、ファシリテーターはPIプロセス設計を請け負っているコンサルタントから委託されるという場合も多く、契約形態から考えても強く中立性を主張することが難しくなります。

倫理規定が事業者、PIプロセス設計に関わるコンサルタント、ファシリテーターの中で共有されていれば、このケースにおいて、ファシリテーターの公正さと中立性を担保するための拠り所となり、そもそも事業者がこの様な申し出をすることの抑止につながると考えます。

◆評価項目チェックフロー(イメージ)

